

(証券コード：9423)
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町三丁目23番地の2
株式会社フォーバル・リアルストレート
代表取締役社長 芳 賀 直 樹

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト(<https://www.realstraight.co.jp/ir/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択の上ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京11階 「丹頂の間」

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項 第31期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容
報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- （1） 代理人により議決権を行使する場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- （2） 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- （3） インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

〜〜

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

事業報告(第31期)

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の回復、インバウンド需要の増加、雇用・所得環境の改善等、緩やかな回復基調が続きました。一方、国際情勢不安や物価上昇等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、東京都心5区（千代田・中央・港・新宿・渋谷区）のオフィスビル市場においては、2025年3月末時点の平均空室率が3.86%となり、前年同月比1.61%低下いたしました。(注)

また、東京都心5区の2025年3月末時点における平均賃料は前年同月比で821円(4.14%)上げ、20,641円/坪となりました。(注)

当事業年度において、当社は引き続き顧客企業の移転時における、不動産物件の仲介から内装工事、各種インフラの整備やオフィス機器・什器の手配までをトータルにサポートするソリューション事業を中心に事業活動を進めてまいりました。

不動産仲介等の売上高については、前年同期比17.5%減の209,372千円となりました。

内装工事及びそれに付随するサービスに関する売上高につきましては、前年同期比4.2%増の2,930,405千円となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高が3,139,777千円（前事業年度比73,507千円増、2.4%増）、営業利益が126,414千円（同42,586千円減、25.2%減）、経常利益が126,823千円（同43,531千円減、25.6%減）、当期純利益が86,346千円（同43,809千円減、33.7%減）となりました。

(注) 大手不動産会社調べ

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は10,186千円であり、その内訳は、建物付属設備等の購入899千円、備品等の購入3,821千円、ソフトウェアの購入5,465千円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

1. 事業成長に向けた取り組み

近年の市場環境の変化に伴い、オフィスに対するニーズは多様化しており、企業にとってオフィスの在り方は単なる執務空間にとどまらず、企業価値の最大化と密接に関わる重要な要素として位置付けられています。こうした環境下において当社は、顧客企業の多様なニーズに対応した高付加価値なオフィス環境を提供することで、顧客の成長と価値創出に貢献する取り組みを強化しております。そのため、不動産・プロジェクトマネジメント・内装設計・什器・ICTの各専門人材がチームを組み、顧客に寄り添った良質なサービスの提供を行い、企業成長の伴走型支援を進めてまいります。これらの取り組みにより、顧客企業への利益貢献を積み重ね、事業の拡大を図ってまいります。

また、既存ビルのバリューアップ需要に対応し、ビルオーナー向けのビル資産価値向上ソリューション提案に取り組み、新たな収益体制の構築を図ってまいります。

2. マーケティング・ブランド強化

働き方や企業活動の変容に伴い、オフィスに求められる役割は一層高度化・複雑化しています。当社の提供する「オフィス仲介」「内装デザイン」「ICT環境構築」といった各サービスにおいても、単なる物件紹介に留まらず、顧客企業が抱える経営課題や将来像を踏まえた、より戦略的なワークプレイス提案力が重要となっています。このような状況を踏まえ、当社は以下の施策を重点的に推進し、マーケティング活動とブランド価値の向上を図ることで、事業成長を加速させてまいります。

- ・オウンドメディアやSNSを活用し、最新のオフィスに関する知見を発信することで、認知度向上とエンゲージメント強化を図ります。
- ・顧客企業の課題解決事例や導入後の成功事例を公開することで、実績と信頼性を可視化し、競合との差別化を図ります。
- ・顧客ターゲット層のニーズに合致した広告施策を展開し、質の高いリード獲得を強化することで、効率的な営業活動につなげます。
- ・当社の強みである、不動産、内装、ICTの各専門チームによる総合的な提案力と、顧客に寄り添う伴走型支援という独自のブランドイメージの浸透を図ります。

これらの取り組みを通じて、当社の競争優位性をより明確にし、新たな顧客層の開拓と事業領域の拡大を目指してまいります。

3. 人材の採用・育成と評価制度の再構築

当社は、持続可能な企業成長を支えるため、社員一人ひとりの成長を促す仕組みづくりと、経営体制の整備に取り組んでおります。まず人材面では、従業員の成長が企業全体の発展に繋がるという考えのもと、成果だけでなく行動や成長過程も適正に評価する新たな人事評価制度の構築を進めています。また、事業成長を支える人材の採用強化とあわせて、育成体制の仕組みも整え、持続可能な組織づくりを目指してまいります。

4. ガバナンス強化

当社は、持続的な企業価値の向上とステークホルダーからの信頼確保を目的として、ガバナンス体制の強化に取り組んでおります。具体的には、取締役会や監査体制の強化、社内規程や業務フローの見直しを継続的に行っております。また、コンプライアンスおよび情報セキュリティに関する社内教育を継続的に実施し、全従業員の意識向上を図る取り組みを進めております。これらの取組みにより、透明性と健全性の高い経営体制の構築を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2021年度 第28期	2022年度 第29期	2023年度 第30期	2024年度 第31期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	2,153,940	2,975,312	3,066,270	3,139,777
経 常 利 益 (千円)	52,299	156,506	170,355	126,823
当 期 純 利 益 (千円)	50,412	112,226	130,155	86,346
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	2.12	4.69	5.40	3.57
総 資 産 (千円)	802,132	1,193,641	1,301,456	1,318,626
純 資 産 (千円)	450,462	530,041	607,884	639,891
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	17.72	21.24	24.77	26.38

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の数字は、表示単位未満を四捨五入しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

名 称	当社株式 の持株数	当社への 出資比率	関係内容
株式会社フォーバル	12,349,900 株	50.91 %	役員の兼務1名 商品売買等取引

(注) 当社への出資比率は自己株式(23,275株)を控除して計算しております。

親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場会社として独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ、取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

・ソリューション事業

企業のソリューションニーズが最も高まるオフィス移転時において、物件の仲介から内装工事、各種インフラや機器・什器の手配までトータルにサポートする不動産関連業務を中心に、中小企業の業務の効率化や経費削減を支援する商品及びサービスを提供しております。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
東 京 オ フ ィ ス	東京都千代田区

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
85名	5名増	37.2歳	7年1ヶ月

(注) 従業員数には、パート・アルバイトは含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年3月18日開催の取締役会において、株式会社第一工芸社の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。

これに伴い、同日付で株式譲渡契約書を締結し、同年4月1日付で同社の株式100%を取得いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数 84,300,000株

② 発行済株式の総数 24,277,800株

③ 株主数 6,917名

④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 フ ォ ー バ ル	12,349,900株	50.91%
F R S 従 業 員 持 株 会	399,400	1.64
西 本 誠 治	315,400	1.30
飯 島 功 市 郎	253,200	1.04
吉 田 浩 司	251,700	1.03
石 原 勝	213,000	0.87
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	123,400	0.50
里 村 歩	83,900	0.34
杉 野 宗 広	77,700	0.32
MSCO CUSTOMER SECURITIES	70,500	0.29

(注) 1. 持株比率の数字は、表示単位未満の端数を切捨てております。
2. 持株比率は自己株式（23,275株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	吉 田 浩 司	
取 締 役	早 川 慎一郎	管理部長
取 締 役	里 村 歩	S I 事業部長
取 締 役	芳 賀 直 樹	OC事業部長
取 締 役	加 藤 康 二	(株)フォーバル常務取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	三 浦 静 雄	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 川 正 幸	公認会計士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	永 井 公 成	法律事務所ネクシード 代表弁護士 ベースフード(株) 社外監査役 パルミューダ(株) 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員)吉川正幸氏及び永井公成氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会は、必要な社内情報の収集・共有と内部監査部門等との連携を通じて、監査等委員会の監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 当社は取締役(監査等委員)吉川正幸氏及び永井公成氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)吉川正幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員)永井公成氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異 動 年 月 日
吉 田 浩 司	当社取締役会長 株式会社第一工芸社取締役副社長	当社代表取締役社長	2025年4月1日
早 川 慎一郎	当社常務取締役管理本部長	当社取締役管理部長	2025年4月1日
里 村 歩	当社常務取締役事業統括部長	当社取締役S I 事業部長	2025年4月1日
芳 賀 直 樹	当社代表取締役社長 株式会社第一工芸社代表取締役社長	当社取締役OC事業部長	2025年4月1日

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役等との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができ旨定款に定めており、当該定款に基づく責任限定契約を締結しております。

(4) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の 人数(名)
		基本報酬	役員賞与	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	73,783	56,020	16,111	1,652	4
うち社外取締役	—	—	—	—	—
取締役 (監査等委員)	13,200	13,200	—	—	3
うち社外取締役	(6,000)	(6,000)	—	—	(2)
合計	86,983	69,220	16,111	1,652	7

(注)1. 株主総会決議(2022年6月22日)による役員報酬限度額は以下のとおりであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬年額 150,000千円以内
監査等委員である取締役の報酬年額 40,000千円以内

当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

なお、役員報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給と相当額は、含んでおりません。

また、当報酬限度額とは別枠として、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬決定につき年額20,000千円以内と2022年6月22日開催の第28回定時株主総会において決議頂いております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

2. 期末現在の人員数は取締役5名、監査等委員である取締役3名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役1名が在任していることによるものであります。
3. 上記の非金銭報酬等の内容は、取締役4名に対する譲渡制限付株式1,652千円によるものです。
4. 役員賞与は業績連動報酬であり業績評価指標には経常利益等を選定しております。業績評価指標に経常利益等を選定した理由は、経常利益等が当社の中期経営計画の重要なKPIであることから業績連動報酬の算定に係る指標として選定しており、中期経営計画の数値目標の達成及び更なる企業価値の向上へのインセンティブとなることが期待されます。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標として経常利益の目標は190百万円、実績は126百万円となっております。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

・取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。)

の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を作成し、2022年6月22日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

当社の役員報酬は、以下を目的としております。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人財を獲得し、保持すること
- ・永続的な企業価値の増大への重点的な取り組みを促進すること
- ・株主との利害の共有を図ること

取締役の報酬については、１．固定給としての基本報酬、２．短期インセンティブ報酬としての賞与、３．中長期インセンティブ報酬として株主の皆様と価値観を共有することを目的とする株式報酬（譲渡制限付株式報酬）から構成することとし、毎期の持続的な業績改善に加えて、中長期的な成長を動機づける設計としております。

1. 金銭報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外）の額又はその算定方法の決定方針

固定給としての基本報酬は、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としております。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案して協議した後、最終的に代表取締役社長が決定しております。

なお、2022年6月22日開催の第28回定時株主総会の決議により、取締役の報酬額は年額150百万円以内となっております。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

短期インセンティブ報酬である賞与は、毎期の業績に応じて支給される報酬であり、経常利益等の目標達成度を業績評価の基本指標とし、これに持続的成長を踏まえ、前期からの増加度合い等も総合的に勘案のうえ、支給額を算定しております。

3. 非金銭的報酬等の内容及びその額もしくは数又はその算定方法の決定方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎事業年度一定の時期に、業績目標の達成度や役位に応じて決定された譲渡制限付株式を付与しております。

なお、2022年6月22日開催の第28回定時株主総会の決議により、譲渡制限付株式報酬の報酬額は年額20百万円以内、10万株以内となっております。

4. 固定報酬等と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針について

取締役の報酬については、１．固定給としての基本報酬、２．短期インセンティブ報酬としての賞与、３．中長期インセンティブ報酬として株主の皆様と価値観を共有することを目的とする株式報酬（譲渡制限付株式報酬）から構成することとしております。

それらの報酬の比率については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、基本報酬、賞与及び株式報酬の割合を設定しております。基本報酬を含めた報酬の合計額については、企業規模による報酬水準などを勘案しつつ、役職位に応じた金額を設定しております。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬（固定）

- ・ 役位及び職責に基づいた固定報酬
- ・ 年額を12等分して毎月支給

賞与

- ・ 年度の業績目標達成、及び将来の成長に向けた取り組みを動機づける報酬
- ・ 事業年度終了後に業績目標の達成度等に応じて算出した額を一括支給

譲渡制限付株式報酬

- ・ 中長期的な企業価値の向上を動機づける報酬
- ・ 原則として、毎事業年度一定の時期に、業績目標の達成度や役位に応じて決定された数の譲渡制限付株式を付与

6. 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

当事業年度の個人別の報酬等の決定については、代表取締役社長の吉田浩司に委任しております。その理由は、当社全体の業績を俯瞰し全容を把握していること等、総合的に判断いたしました。その権限の内容は基本報酬(固定)、賞与、譲渡制限付株式報酬の額の決定とします。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法（上記6.に掲げる事項を除く） 該当事項はありません。

8. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項 該当事項はありません。

9. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2024年6月27日開催の取締役会で取締役会の報酬関係について決議しております。当該内容は、2022年6月22日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的に同じものであり、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 川 正 幸	当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会15回の全てに出席し、主に公認会計士として専門的な知見から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言と提言を行っております。また、監査等委員会においては、監査結果及び監査に関して、適宜、必要な発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	永 井 公 成	当事業年度開催の取締役会17回中16回、監査等委員会15回中14回出席し、主に弁護士として専門的な知見から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言と提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果及び監査に関して、適宜、必要な発言を行っております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査等委員である取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。契約料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
会計監査人の報酬等の額	12,700千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から、前事業年度の監査実績について報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務遂行状況、過去の報酬実績の推移等を確認して、報酬見積りもりの算出根拠の妥当性を検討し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

- ① 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ② 受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、委嘱者がこれを判断し、速やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員である取締役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初

に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（日本監査役協会）に基づく評価基準に従い、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等を総合的に判断し決定いたします。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、2008年5月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議いたしました。その後、2009年9月17日、2014年5月13日及び2015年6月26日並びに2022年6月22日開催の取締役会決議により一部改訂を行いました。基本方針は次のとおりとなっております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全取締役が各種会議等の機会を通じて法令遵守重視の姿勢を明確にしつつ、『フォーバル・グループ企業行動指針』及び『フォーバル・グループ役職員行動指針』を徹底する等により、法令遵守重視の企業風土の醸成を進めます。
- ② 経営に関する監督機能の強化・充実のため監査等委員会を設置し、監査等委員である社外取締役を選任します。
- ③ 法令等遵守体制の充実強化のために、内部監査室により推進体制を整備します。

- ④ 当社の従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口にもその旨を報告する仕組みを運用します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づいて各所管部門が適切に保存及び管理し、取締役及び監査等委員である取締役の閲覧に供します。
- ② 文書管理の統括部門は、文書管理の運用状況を毎年検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部門に対して文書等の適切な保存及び管理を指導します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理担当部門は、リスク管理に関する基本ルールに基づき、体系的なリスク管理体制の確立を図り、関連規程の見直し又は制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、教育研修の実施等を通じてリスク管理体制を整備します。
- ② リスクの発生又は発見時に、リスク管理担当部門が取締役会への報告及び社外への開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を整備します。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを整備します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び職務執行に関する基本事項の意思決定を機動的に行っております。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの役割分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

(5) 当社及び親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 『フォーバル・グループ企業行動指針』及び『フォーバル・グループ役員行動指針』の従業員全員への浸透に努めることにより、企業集団全体の業務の適正確保を図ります。
- ② 内部監査室は、内部統制システムの整備を促進します。

(6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査等委員会は、必要がある場合は、事前に管理担当取締役へ通知したうえで、監査業務を補助すべき従業員の配属を求め、監査業務を補助するよう命令することができます。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。
- ② 監査等委員会から監査業務を補助すべき従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命します。

(7) 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前項①により、監査等委員会から命令を受けた従業員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査等委員会に対してのみ行うこととします。
- ② 取締役は、監査等委員会の命令を受けた従業員に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしません。
- ③ 前項②により監査業務を補助すべき従業員を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の同意を得るものとします。

(8) 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 当社の取締役及び従業員は、次の場合には、当社の監査等委員会に対して直接かつ速やかに報告します。
 - イ 法令及び定款に違反する事実またはその疑いがある事実を発見したとき
 - ロ 当社に著しい損害を与える事実またはその恐れのある事実を発見したとき
 - ハ その他業務執行に係る重要な報告事項として監査等委員会が求める事項を発見したとき
- ② 法令及び定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、随時、内部監査管掌取締役または担当部門長から監査等委員会に報告する体制を整備します。報告事項及び報告の方法については、監査等委員会との協議により決定します。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対し、前各項の事実を直接報告した者に対して、そのことを理由に人事処遇等について不利な扱いをしません。

(10) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し会社に請求することができます。
- ② 監査等委員が前号の予算以外に緊急または臨時に支出した費用についても、事後会社に請求することができます。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査等委員会との間の定期的な意見交換会を実施します。
- ② 監査等委員会に対して内部監査の実施状況について報告するとともに、監査等委員会が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行います。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力との関係を排除することを基本方針とし、『フォーバル・グループ企業行動指針』の内容を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断することに取り組めます。
- ② 当社は、反社会的勢力等への対応に関する統括部門を置き、管轄警察署、関係機関が主催する連絡会、顧問弁護士等に指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集及び管理に努めます。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

① 取締役の職務の執行について

取締役会規程や役員規程など社内規程を整備し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。なお、当事業年度において取締役会を18回開催し、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。

② 監査等委員である取締役の職務の執行について

社外取締役2名は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や各取締役、会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室により、内部監査計画に基づき、定期的に業務活動について監査を実施しております。内部監査室長は、監査結果について、取締役及び監査等委員会に対し報告を行っております。

④ 財務報告に係る内部統制について

内部監査室及び管理部により、内部統制基本計画書に基づき、決算財務報告に係る業務プロセスについて内部統制評価を実施しております。担当取締役は、評

価結果について、随時取締役会において報告し、財務報告の信頼性と適正性の確保に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項でありますため、当社といたしましては基本方針の策定について検討を行っており、今後も検討を継続してまいります所存です。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えております。そのため、経営基盤と財務体質の強化及び今後の事業展開を勘案した上で業績に応じた配当を実施してまいります所存であります。当社の剰余金の配当は、年1回期末配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。なお、当社の中間配当の基準日は9月30日とする旨を定款に定めております。

このような方針の下、当期の期末配当は1株当たり2.60円と決議いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切捨て、比率は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	1,234,190	流 動 負 債	678,734
現 金 及 び 預 金	761,193	買 掛 金	326,084
売 掛 金	404,968	未 払 金	78,852
契 約 資 産	1,666	未 払 費 用	34,968
貯 蔵 品	3,287	未 払 法 人 税 等	29,343
未 成 工 事 支 出 金	35,269	契 約 負 債	125,888
前 払 費 用	20,792	預 り 金	8,056
立 替 金	737	賞 与 引 当 金	46,358
前 渡 金	4,188	役 員 賞 与 引 当 金	16,111
そ の 他	3,562	未 払 消 費 税 等	12,642
貸 倒 引 当 金	△1,475	そ の 他	428
固 定 資 産	84,436		
有 形 固 定 資 産	12,370	負 債 合 計	678,734
建 物	3,996	純資産の部	
工 具、器 具 及 び 備 品	8,373	株 主 資 本	639,891
無 形 固 定 資 産	12,391	資 本 金	107,179
ソ フ ト ウ ェ ア	12,391	資 本 剰 余 金	72,697
投 資 そ の 他 の 資 産	59,674	資 本 準 備 金	72,697
出 資 金	35	利 益 剰 余 金	460,051
破 産 更 生 債 権 等	472	そ の 他 利 益 剰 余 金	460,051
差 入 保 証 金	16,878	繰 越 利 益 剰 余 金	460,051
長 期 前 払 費 用	16,610	自 己 株 式	△35
繰 延 税 金 資 産	26,150		
貸 倒 引 当 金	△472	純 資 産 合 計	639,891
資 産 合 計	1,318,626	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,318,626

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,139,777
売 上 原 価	1,897,326
売 上 総 利 益	1,242,451
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,116,037
営 業 利 益	126,414
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	409
経 常 利 益	126,823
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	9,720
税 引 前 当 期 純 利 益	136,543
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	49,674
法 人 税 等 調 整 額	522
当 期 純 利 益	86,346

株主資本等変動計算書

（ 自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日 ）

（単位：千円）

科 目	残高及び変動事由	金 額
株主資本		
資本金	当期首残高	100,512
	当期変動額 新株の発行	6,667
	当期末残高	107,179
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	66,030
	当期変動額 新株の発行	6,667
	当期末残高	72,697
資本剰余金合計	当期首残高	66,030
	当期変動額 新株の発行	6,667
	当期末残高	72,697
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	431,658
	当期変動額 剰余金の配当	△57,953
	当期純利益	86,346
	当期末残高	460,051
利益剰余金合計	当期首残高	431,658
	当期変動額 剰余金の配当	△57,953
	当期純利益	86,346
	当期末残高	460,051
自己株式	当期首残高	△35
	当期末残高	△35
株主資本合計	当期首残高	598,164
	当期変動額 新株の発行	13,334
	剰余金の配当	△57,953
	当期純利益	86,346
	当期末残高	639,891

科 目	残高及び変動事由	金 額
新株予約権	当期首残高	9,720
	当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9,720
	当期末残高	—
純資産合計	当期首残高	607,884
	当期変動額 新株の発行	13,334
	剰余金の配当	△57,953
	当期純利益	86,346
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9,720
	当期末残高	639,891

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

未成工事支出金

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額が20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」

という。)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

繰延税金資産 26,150千円

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性および将来加算一時差異の十分性に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかにより判断しております。

そのため、経済状況や市場環境の変動等による外部環境の変化により当該見積りの変更が必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

建物 3,486千円

工具、器具及び備品 17,382千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 44,834千円

関係会社に対する短期金銭債務 6,765千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分） 129,076千円

営業取引（支出分） 106,648千円

営業取引以外の取引（収入分） 一千円

営業取引以外の取引（支出分） 一千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 24,277,800株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 23,275株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

2024年5月23日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・ 配当金の総額	57,953千円
・ 1株当たり配当額	2.40円
・ 基準日	2024年3月31日
・ 効力発生日	2024年6月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月23日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

・ 配当金の総額	63,061千円
・ 1株当たり配当額	2.60円
・ 基準日	2025年3月31日
・ 効力発生日	2025年6月10日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、法定福利費等であり、評価性引当額を控除しております。なお、繰延税金負債の発生はございません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、デリバティブの利用も無く、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

差入保証金は、主として事務所賃借に伴う敷金であります。

営業債務である買掛金及びその他金銭債務である未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等については、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

また、営業債務等は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金は時価と帳簿価額が一致しているため注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 破産更生債権等	472		
貸倒引当金（※1）	△472		
	—	—	—
(2) 差入保証金	16,878	14,883	△1,995
資産計	16,878	14,883	△1,995

（※1）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）1 市場価格のない株式等
該当事項はありません。

2 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	761,193	—	—	—
売掛金	404,968	—	—	—
差入保証金	—	14,713	—	—

（注）破産更生債権等（貸借対照表計上額472千円）及び差入保証金の貸借対照表計上額との差額は資産除去債務相当額1,365千円及び償還予定が明確に確定できないもの（営業保証金800千円）については記載しておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	404,968	—	404,968
破産更生債権等	—	472	—	472
差入保証金	—	14,883	—	14,883
資産計	—	420,323	—	420,323
買掛金	—	326,084	—	326,084
未払金	—	78,852	—	78,852
未払費用	—	34,968	—	34,968
未払法人税等	—	29,343	—	29,343
未払消費税等	—	12,642	—	12,642
負債計	—	481,891	—	481,891

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金のうち敷金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)フオーバル	東京都渋谷区	4,150,294	情報通信 コンサル タント業	(被所有) 直接 50.91	役員の兼任、 商品の売上 商品の仕入	内装工 事等	129,076	売掛金	44,834

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引価格の算定は双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	(株)フオーバルコム	東京都千代田区	542,354	法人向け 通信サー ビス事業	—	業務委託、 業務受託、 商品の仕入れ	通信サービスの 取次及び資金の 回収代行委託	17,278	売掛金	44,065
							商品の仕入れ及び資金の 回収代行受託	335,330	買掛金	56,934

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引価格の算定は双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

(収益認識に関する注記)

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	ソリューション事業
不動産仲介等	209,372
内装工事及びそれに付随するサービス	2,930,405
顧客との契約から生じる収益	3,139,777
外部顧客への売上高	3,139,777
収益認識の時期	
一時点で移転される財	3,113,953
一定期間にわたり移転されるサービス	25,824
合計	3,139,777

(2)収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行业務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行业務に配分する。

ステップ5：企業が履行业務の充足時に収益を認識する。

当社はソリューション事業を行っております。ほとんどの業務については一時点で履行业務が充足されますが、財またはサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転する要件を満たす請負契約等に基づく履行业務については、一定期間にわたり売上高を認識しております。

(3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産 1,666千円

契約負債 125,888千円

残存履行业務に配分した取引価格 一千円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

26円38銭

2. 1株当たり当期純利益

3円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

株式取得による企業結合

当社は、2025年3月18日開催の取締役会において、株式会社第一工芸社の全株式を取得し、完全子

会社とすることを決議し、2025年3月18日に株式譲渡契約書を締結、2025年4月1日付けで同社株式を取得し子会社化が完了いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社第一工芸社

事業の内容：次世代オフィス空間コンサルティング

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は設計デザインから内装提案、現場管理、工事施工まで一気通貫して提供する空間デザイン業務を強みとしており、第一工芸社は長年にわたる什器販売に基づく仕入力を強みとしております。両社はフォーバルグループ内でもともにオフィスに関する事業を営んでおりますが、それぞれ異なる強みを持っていることから、子会社化することで相乗効果によるお互いの強みを活かした事業拡大を見込んでおります。また、当社は新規開拓の顧客が多く、一方、第一工芸社は創業77年の歴史に裏付けられた長期にわたり良好な関係性を築いている顧客基盤を有していることから、顧客層についても競合することなく補完できることを期待しております。さらに、第一工芸社が有する約2,000社の顧客に対し、当社が提供する空間デザイン業務やOA機器販売などの売上拡大も見込んでおります。人材確保の面でも、両社ともオフィスに関する事業を営んでいることから、その業務内容に重複する部分も多く、最適な人材配置により更なる生産性の向上を図ることを見込んでおります。以上のことから本件株式取得に至りました。

(3) 企業結合日

2025年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 175,000千円

取得原価 175,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 1,800千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社フォーバル・リアルストレート

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吹 上 剛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーバル・リアルストレートの2024年4月1日から2025年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年3月18日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付けで株式会社第一工芸社の全株式を取得したことにより子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社フォーバル・リアルストレート

監査等委員会

常勤監査等委員 三浦 静雄 ㊟

監査等委員 吉川 正幸 ㊟

監査等委員 永井 公成 ㊟

(注) 監査等委員吉川正幸及び監査等委員永井公成は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当 社 株式の数
1	は が なお き 芳 賀 直 樹 (1974年11月29日)	1997年4月 2009年7月 2017年4月 2023年4月 2024年4月 2024年6月 2025年4月 2025年4月	株式会社フォーバル入社 当社第二営業部部长 当社OC営業部部长 当社執行役員OC営業部部长 当社執行役員OC事業部事業部长 当社取締役OC事業部长 当社代表取締役社長（現任） 株式会社第一工芸社代表取締役社長 （現任）	67,500株
2	よし だ こう じ 吉 田 浩 司 (1962年7月3日)	1987年2月 1998年4月 2000年4月 2002年2月 2002年6月 2006年4月 2014年6月 2014年8月 2014年8月 2014年8月 2025年4月 2025年4月	株式会社フォーバル入社 株式会社フォーバルテレコム法人営業 グループジェネラルマネージャー 株式会社フォーバルコミュニケーションズ代表取締役 ビー・ビー・コミュニケーションズ株 式会社取締役 株式会社フォーバルテレコム取締役 株式会社ヴァンクール代表取締役 当社取締役 当社代表取締役社長 株式会社F R S ファシリティーズ代表 取締役 株式会社ヴァンクール取締役 当社取締役会長（現任） 株式会社第一工芸社取締役副社長（現 任）	251,700株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当 社 株式の数
3	はや かわ しんいちろう 早 川 慎一郎 (1972年 8月31日)	1998年 4月 2004年 4月 2009年 4月 2009年 6月 2015年10月 2025年 4月	ラオックスヒナタ株式会社入社 当社入社 当社経理財務部長 当社取締役管理部長 株式会社 F R S ファシリティーズ取締役 当社常務取締役管理本部長 (現任)	41,300株
4	さと むら あゆむ 里 村 歩 (1971年 6月 4日)	1995年 4月 2010年10月 2014年 8月 2022年 4月 2024年 4月 2024年 6月 2025年 4月	株式会社フォーバルテレコム入社 同社営業部部长 当社 S I 営業部部长 当社執行役員 S I 営業部部长 当社執行役員 S I 事業部事業部部长 当社取締役 S I 事業部部长 当社常務取締役事業統括部部长 (現任)	83,900株
5	か とう こう じ 加 藤 康 二 (1959年 3月10日)	1996年 2月 2003年 4月 2006年 6月 2007年 6月 2009年 6月 2014年 4月	株式会社フォーバル入社 同社経理部長 同社取締役 株式会社フォーバルテレコム取締役 当社取締役 (現任) 株式会社フォーバル常務取締役 (現任)	一株

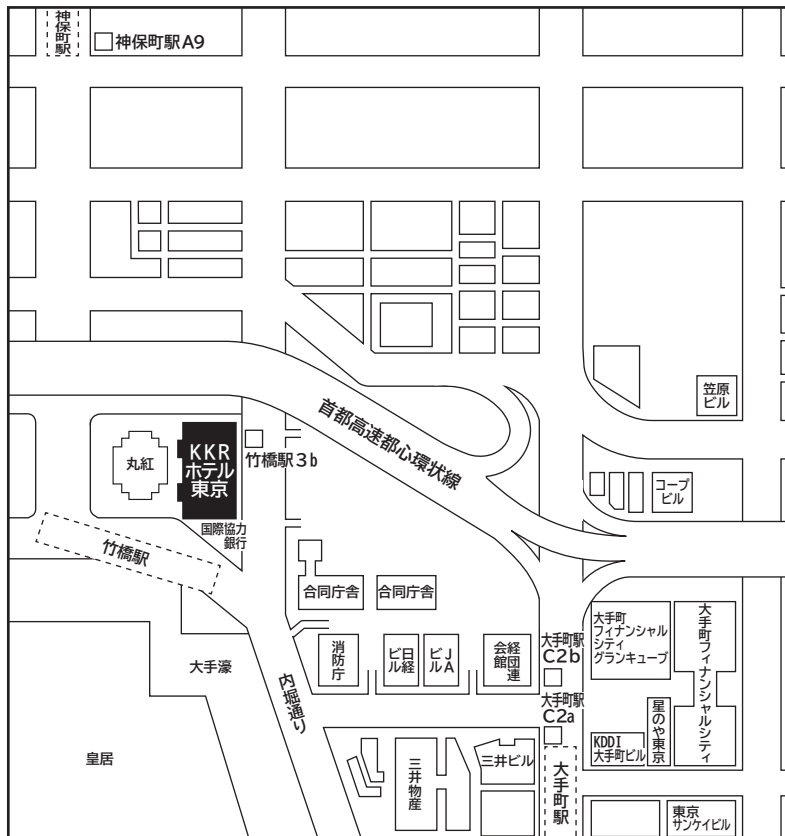
- (注) 1. 当社は、株式会社フォーバル及びその子会社との間に、商品売買等の取引関係があります。
2. 取締役候補者である加藤康二氏は、株式会社フォーバルの取締役を兼務しております。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 芳賀直樹氏を取締役候補者とした理由は、当社において営業部門を立ち上げ、その責任者を長年務めた経験と実績を有していることから、引き続き取締役の責務を適切に果たすことができると判断したためであります。吉田浩司氏及び早川慎一郎氏を取締役候補者とした理由は、当社及び当社グループの経営 全般に携わり、企業経営に豊富な経験を有していることから、引き続き取締役の責務を適切に果たすことができると判断したためであります。里村歩氏を取締役候補者とした理由は、当社及び当社グループにおいて営業部門を立ち上げ、その責任者を長年務めた経験と実績を有していることから、引き続き取締役の責務を適切に果たすことができると判断したためであります。また、加藤康二氏を取締役候補者とした理由は、親会社である株式会社フォーバルの取締役であることから、グループ事業の連携を強化するためであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

第31回 定時株主総会会場 ご案内図

会 場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京11階「丹頂の間」
電話番号：03-3287-2921

アクセス 地下鉄（東西線）竹橋駅3b出口直結
地下鉄（千代田線他）大手町駅C2a・b出口より徒歩5分
地下鉄（都営三田線他）神保町駅A9出口より徒歩5分



駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。